様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処分名	国民健康保険被保険者証の交付		
根拠法令名	国民健康保険法		第９条第２項
基準法令名	国民健康保険法		第５条～７条
所管部署	健康保険部　保険年金課　資格給付係		
標準処理期間	１日	法定処理期間	日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　□全部記載　　■一部・項目のみ記載

国民健康保険被保険者証の交付に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令のとおりとする。なお、当該法令等が記載された図書は担当課において備え置く。

＜参考＞

【根拠法令】

国民健康保険法

（届出等）

第九条　世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

２　世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。